

陳 情 文 書 表

令5陳情第19号		令和5年11月13日受理
件 名	神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	
陳 情 者	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階 神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正利	
陳 情 の 要 旨		
<p>神奈川県の私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、今年度は増額されました。さらに神奈川県の私立高等学校生への授業料補助年額は、年収700万円未満世帯まで私立高等学校の授業料平均額（45万6000円）、多子家庭（15歳以上23歳未満の子ども3人以上）に対しては年収800万円未満の世帯まで45万6000円補助（その上は年収910万円未満世帯まで19万3200円補助）の制度は維持されました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高等学校選択の幅が広がりました。</p> <p>しかし、増額されたとはいえ、神奈川県の経常費補助額は、幼稚園を除いて小・中・高と国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）に達していません。その全国順位は、県の近年の努力に関わらず、高等学校は47都道府県中44位、中学校は45都道府県中44位、小学校は35都道府県中32位と、全国で最下位の水準です。この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。今後10年で中学校卒業者数が1万人減るという見通しも、私立高等学校に財政的な不安を与えており、生徒数の減少に対して、教育条件を向上させる特別な措置が求められています。</p> <p>さらに、授業料補助は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約27万円残されます。近隣の都県、例えば、年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都、年収500万円未満世帯まで施設整備費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りします。また東京都では、私立中学校に通う年収910万円未満の家庭にも授業料補助（10万円）の制度が新設されました。昨今の物価上昇に対して、やっと給与の改善が見られ始めました</p>		

が、そのために所得制限にかかってしまうようでは逆効果です。保護者負担の軽減は、いまだ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川県の私立学校は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育を作り、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。こうした私立学校に通う児童・生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、県に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

令和6年度予算において私学助成の拡充を図ること。